

2025 年 10 月 25 日

日本公民教育学会 役員選挙の告示

全国区理事・地方区理事選挙の実施について

日本公民教育学会 選挙管理委員会
(公印省略)

2026～2027 年度の役員選挙（全国区理事・地方区理事選挙）を、日本公民教育学会会則第 6 条及び日本公民教育学会役員選挙規程にもとづき、下記の通り実施します。

1. 選挙権者
2025 年 5 月 31 日までに 2023 年度分会費まで納入済みの会員。
2. 被選挙権者
選挙権者と同じ。
3. 投票期間
2025 年 10 月 25 日（土）～2025 年 11 月 21 日（金）まで。 ※締切日消印有効。
4. 投票方法
 - (1) 投票用紙に候補者を記入し、選挙管理委員会（学会事務局）宛に郵送する。
 - (2) 全国区理事投票用紙には、候補者名を合計 5 名まで記入できる。
ただし、記名できる候補者は、全国区選挙権者・被選挙権者名簿登載者に限る。
 - (3) 地方区理事投票用紙には、候補者名を各地方区の定数まで記入できる。
ただし、記名できる候補者は、選挙権者が所属する地方区の選挙権者・被選挙権者名簿登載者に限る。各地方区定数については、裏面を参照のこと。
 - (4) 地方区理事投票については、選挙権者が所属する地方区以外の候補者名を記載できない。所属地方区選挙区以外の候補者名の記載があった場合は無効とする。
 - (5) 投票用紙には投票者の名前は記載せず、無記名とすること。
ただし、自身の名前を候補者名に記載することは可とする。

※当選者は、全国区より決定します。

※投票用紙は、「全国区理事投票用紙」「地方区理事投票用紙」の 2 種類です。

- ・「全国区理事投票用紙」は候補者名を記入後、「全国区投票用紙在中」と書かれた封筒に入れ、封をした上で、選挙管理委員会行の封筒にお入れください。
- ・「地方区理事投票用紙」は候補者名を記入後、「地方区理事投票用紙在中」と書かれた封筒に入れ、封筒表にご所属の地方区名を記載し、封をした上で、選挙管理委員会行の封筒にお入れください。
- ・上記、投票用紙の入った封筒 2 通を返送用封筒に同封し、封筒表にお名前・ご住所・所属地方区名を記入の上、郵送してください。切手は不要です。

【ご参考】

日本公民教育学会 会則 第 6 条（選出）

(1) 会長、副会長、全国区理事および地方区理事は、選挙規程に基づき選出する。（以下略）

地方区 定数について

地方区定数（合計13名）

※日本公民教育学会役員選挙規程第13条に基づく。

- 北海道（北海道）
1名
- 東北（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）
1名
- 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、東京都）
5名
- 中部（新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県）
2名
- 近畿（和歌山県、奈良県、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県）
1名
- 中国（岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県）
1名
- 四国（香川県、徳島県、愛媛県、高知県）
1名
- 九州（福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
1名

以上